

新型コロナウイルス感染症の感染状況等について

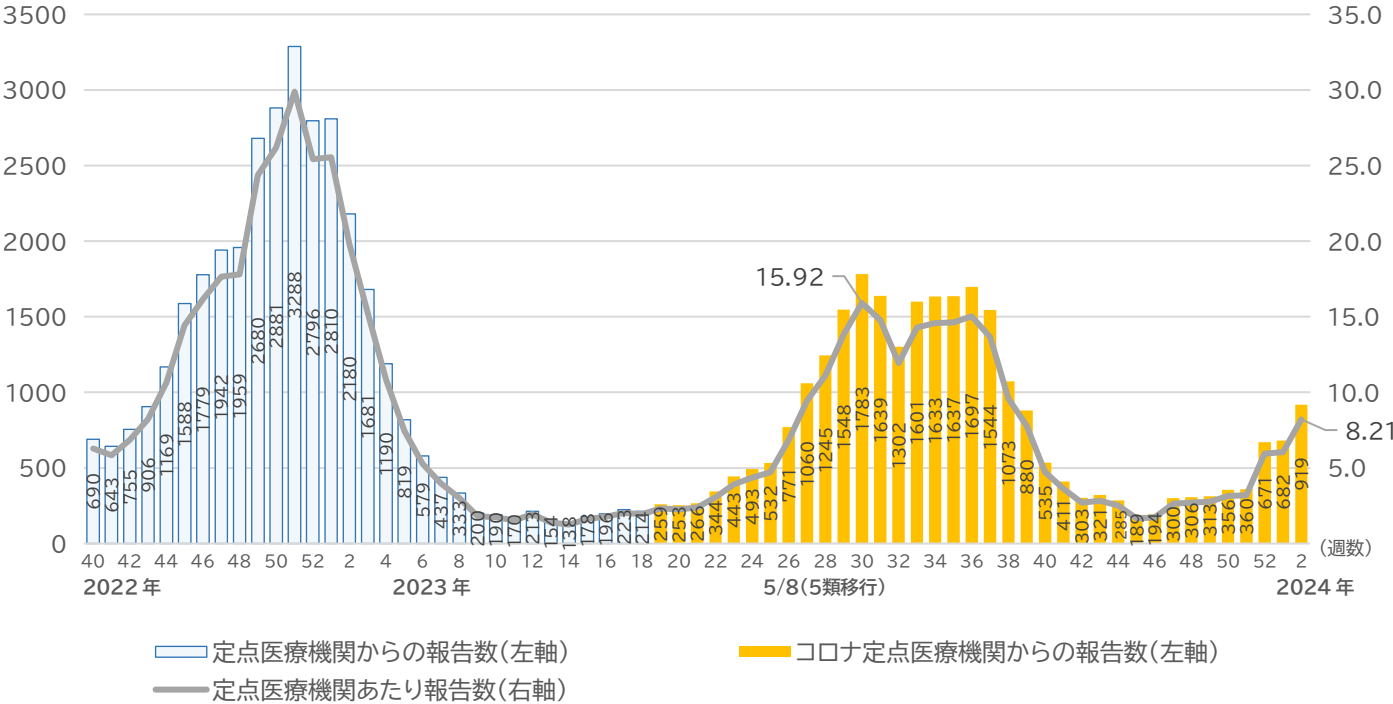
1 要旨・目的

令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが5類感染症に変更された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況及び医療体制、季節性インフルエンザの発生動向等について報告する。

2 現状・背景

現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の患者発生届は、全数届から定点報告に切り替わっている。
直近の報告数は、2024年第2週（1月8日～1月14日）の定点当たり患者報告数が 8.21人となった。

【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況（定点当たり）】



※ 2022年第40週（10/3～10/9）から2023年第18週（5/1～5/7）までは、過去のHER-SYSデータからインフルエンザ定点医療機関（110か所）の報告数を抽出し、仮定の定点報告数として掲載。

2023年第19週（5/8～5/14）以降は、新型コロナウイルス感染症の定点医療機関（2024年第2週（1/8～1/14）現在：112か所）の報告数。

3 概要（医療体制）

(1) 対象者

全ての県民

(2) 実施内容

幅広い医療機関による通常への移行することとして、かかりつけ医や「外来対応医療機関」での受診体制や必要な方が入院できる医療体制等を確保していく。

ア 外来医療体制

新型コロナウイルス感染症の外来対応医療機関を指定し、県ホームページで公表している。（1月17日現在：1,465 か所公表）

イ 入院医療体制

確保病床に限らない入院受入れや医療機関同士の連携による入院調整が行われており、通常への移行が進んでいる。

10月以降も、確保病床に頼らない入院受入体制への移行を更に進めるとともに、今後の感染拡大に備えて、地域の救急医療を担う中核的な医療機関等に確保病床を重点化させ、新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案の抑制等に取り組む。

（1月17日現在：入院患者数 378 人 [段階2]）

区分	段階0	段階1	段階2	段階3
移行基準の目安 （県内の在院患者数）	250 人を 下回る	250 人	375 人	599 人
確保病床数	0 床	28 床	105 床	※ 136 床

※ 段階3の確保病床数は、移行基準の目安に達する際に改めて試算し設定。

ウ 高齢者施設等に対する支援

重症化リスクの高い高齢者等を感染から守るため、引き続き、高齢者施設や障害者施設の従事者等に対して頻回検査（月8回）を実施している。

また、施設入所者が感染した場合に早期治療を開始できるよう、連携する医療機関による治療・投薬方針の策定等を進めるとともに、県が募集した「往診可能医療機関」（1月17日現在：126 か所）により医療支援を行う体制を整備している。

エ 罹患後症状（いわゆる後遺症）の診療体制

せき・倦怠感・味覚障害などの症状が慢性化したり、新たに出現したりする方が、かかりつけ医や身近な医療機関に受診・相談できるよう、罹患後症状（いわゆる後遺症）の診療に対応する医療機関を県のホームページで公表している（1月17日現在：122 か所）。また、更に専門的な診療が必要であると判断された方には、県内の後遺症連携病院（23 か所）につなぎ、後遺症の専門医療を提供する体制を整えている。

(3) スケジュール

—

(4) 予算	(累計額)	(R 5年度現計予算額)
新型コロナウイルス感染症対策	626,406 百万円	79,557 百万円
うち関係分 感染拡大防止対策	188,706 百万円	10,632 百万円
医療提供体制の確保	213,429 百万円	35,769 百万円

4 季節性インフルエンザの感染状況

定点当たり患者報告数 2024年 第2週 (1/8~1/14) 9.20人
 [過去5年の同時期の平均値 5.71人]

季節性インフルエンザの流行基準

- ・ 流行開始： 県全体の定点当たり患者報告数 1.0人以上
- ・ 注意報： 県内いずれかの保健所管内で、定点当たり患者報告数が 10人以上となった場合
- ・ 警報： 県内いずれかの保健所管内で、定点当たり患者報告数が 30人以上となった場合

昨年は、1月から季節性インフルエンザの患者数が増加傾向となり、2023年第3週(1/16~1/22)に広島市保健所管内で定点当たり患者報告数が10人以上となったため、同年1月26日に県内全域にインフルエンザ流行に関する注意報を発令した。

その後、流行は3月下旬から一旦落ち着き、8月下旬まで県全体の定点当たり患者報告数は1.0人前後で推移してきたが、第35週(8/28~9/3)に西部東保健所管内で10人以上となり、再び注意報を発令する状況となった。

更に、第46週(11/13~19)には、西部東、東部、北部の3保健所管内で、定点当たり患者報告数が30人以上となったため、11月24日に今シーズン初の「インフルエンザ警報」を発令し(令和6年1月18日現在 発令中)、県民に対して、引き続き、手洗い・換気等の基本的な感染対策を励行し、インフルエンザワクチンの接種を検討いただくよう呼び掛けている。

[県ホームページ(流行状況、予防・流行拡大防止の注意点など)]

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/hidsc-kansen-wadai-zyouhou-inf-zyouhou.html>

